

新潟市自治会等集会所にかかる被災証明書の発行に関する要綱

令和6年3月13日 制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年1月能登半島地震による被害を受けた自治会・町内会又はその連合組織（以下「自治会等」という。）が所有又は使用し地域活動を行うための拠点とする集会所（以下「集会所」という。）について、災害復旧にかかる建設、購入又は解体等に要する各種支援を受けるための申請に必要な被災証明書（以下「証明書」という。）を求めた場合の証明書発行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 証明書の発行を受けようとする自治会等は、被災証明申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(現地調査)

第3条 市長は、前条の申請を受け、内閣府が定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を準用し、被害の程度を確認するための現地調査を行う。

(証明)

第4条 市長は、前条の現地調査を行った後、被災証明書（別記様式第2号）に被害の程度を記載し、市長印を押印した上で発行することをもってその旨を通知するものとする。

(調査実施済通知)

第5条 市長は、第3条に規定する現地調査を行った結果、集会所と認められず第4条に規定する証明書の交付を行うことができない場合、現地調査を実施したことを証する調査実施済通知書（別記様式第3号）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する。

被災証明申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者 団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

被災証明書の交付を申請します。

被災集会所の所在地		
被災日及び原因	令和6年1月1日 令和6年能登半島地震	
被災物件 の所有者	住所	
	氏名	
	電話番号	
使用目的	災害復旧にかかる各種支援を受けるための申請	

※申請書には、被害の状況がわかる写真と平面図を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

被災証明書

新 第 号の2
年 月 日

（申請者） 様

被災集会所の所在地	
被災原因	令和6年能登半島地震による
被害の程度	
備考	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

新潟市長

印

調査実施済通知書

新 第 号の2
年 月 日

（申請者） 様

新潟市長 印
（担当 新潟市 市民生活部 市民協働課）

年 月 日付けで申請があった被災証明書の交付について、調査を実施した結果、申請建物は集会所と認められないため、証明書を交付することはできません。
なお、調査結果について、下記のとおり通知します。

現地調査した建物の所在地	
被災原因	令和6年能登半島地震による
調査実施日	年 月 日
被害の程度	
備考	